

40年代史の空白(2)

——オーストラリアによる天皇戦犯論を中心に——

松 沢 哲 成

目次

- 第1章 ウェブ報告と日本人主要戦犯論の形成
- 第2章 ポツダム宣言以降における豪外交姿勢の硬化
(ここまで(1)、本学史学科『史論』第58号、2005年3月所収)
- 第3章 幾つかの戦犯リスト (以下(2))
- 第4章 極東国際軍事裁判方式の決定と発足 (同10月下旬～46年1月頃)
- 第5章 三極(豪、米英、ソ)を軸とする暗闘と錯綜(続く)
- 第6章 決着、そしてその後

第3章 幾つかの戦犯リスト

〈第一次戦犯リスト〉

オーストラリアの戦犯リストが史料に初めて姿を現すのは、45年10月22日付ウェブ豪戦犯調査委員会委員長宛豪外相代理覚書の同封物として、題名は revised first list of Major Japanese War Criminals である¹⁾。

内容は、先ず「日本人主要戦犯第一次リスト」と題され、「連合国戦争犯罪委員会の8月29日決議に従ってオーストラリア国立戦犯事務所は、日本人主要戦犯ならびに主要役職者第一次リストを提出する」と書き出されている。続いて、戦犯の定義(虐殺等の計画・立案・実施した者ならびにそれらに直接関与はしていないけれど命令する立場にあった政界・官僚・産業界・軍部の主要役職者)がなされ、「これでも完全ではないので追加があり得る、証拠も完全ではないが周知の事実でもあるし後に詳細な書類を整える」としている。最後にこれらはすべて平和と人道に対する罪を犯すものでヨーロッ

パの場合と同じである、と断じていた。

そうした序言ともいふべき文章のあとに、合計 64 名の人名が、称号と戦犯に当たる活動概略とともに以下のように列挙されている。

鮎川義介（満州重工業社長）、青木一男（大東亜相）、土肥原賢二（陸軍大将）、古野伊之助（同盟通信社長）、畑俊六（陸軍元帥・陸相）、平沼騏一郎（国本社・首相）、ヒロヒト天皇、広田弘毅（外相）、本間雅晴（陸軍中将・フィリピン攻略作戦）、飯田省二郎（陸軍中将・ビルマ作戦）、池田清（内相）、今村均（陸軍中将・ジャワ派遣軍総司令官）、石田乙五郎（陸軍大将）、石渡荘太郎（大蔵官僚、蔵相）、板垣征四郎（陸軍大将・陸相）、伊藤文吉（男爵・鉦山統制会）、岩村通世（司法相）、川崎ヨシクマ（川崎財閥）、賀屋興宣（蔵相）、木戸幸一（侯爵・内大臣）、木村兵太郎（陸軍大将）、木下エイイチ（陸軍少将・憲兵隊）、近衛文麿（公爵・首相）、久保田セイゾウ（昭和製鋼所）、葛生能久（黒龍会主幹・大政翼賛会総務）、松井石根（陸軍大将・中支派遣軍総司令官）、松方儀三郎（満州大東亜報道聯盟総裁）、松本ケンジロウ（前東条内閣顧問・会社社長）、松阪広政（司法相）、ミムラキイチ（住友財閥）、三井高吉（男爵・三井合名会社）、三井米松（日支貿易会社社長）、百々木チョウジ（鉄鋼統制会）、向井忠晴（三井物産）、村田省蔵（フィリピン大使・前大阪商船会社取締役）、永友次男（陸軍少将・大阪憲兵隊長）、内藤完一（シンガポール市長・南方開発五カ年計画立案者）、小畑忠良（大政翼賛会局長・住友財閥）、岡出ショウセイ（ジャワ軍事行政官）、岡村寧次郎〔郎は本来無い〕（陸軍大将・支那派遣軍総司令官）、沖シゲル（陸軍中将・前憲兵司令長官）、オキドサンジ（陸軍中将・憲兵司令長官）、大倉喜七郎〔八郎が正しい〕（男爵・大倉財閥）、大谷ヨネタロウ（大谷重工業社長）、芝小四郎（三菱重工業理事長）、渋沢敬三（子爵・日銀総裁）、島田カツノスケ（三井合名取締役）、嶋田繁太郎（海軍大将・海相・軍令部総長）、下岡リョウタロウ（満州の鉦工業諸会社々長）、下村定（陸軍大将・北支派遣軍総司令官）、進藤一馬（玄洋社々長）、杉山元（陸軍元帥・参謀総長）、住友吉左右衛門（住友本社社長）、高橋ヒサシ（同盟通信社取締役）、谷口ツネジ（日銀副総裁）、寺内寿一（陸

軍元帥・南方軍総司令官)、東郷茂徳(外相兼大東亜相)、東条英機(陸軍大将・首相兼陸相)、塚田攻(陸軍中将・南方軍司令官)、梅津美治郎(陸軍大将・参謀総長)、後宮諄(陸軍大将・参謀次長)、山下奉文(陸軍大将・シンガポール陥落・第14方面軍司令官〈フィリピン防衛〉)、山脇正隆(陸軍大将・ボルネオ軍総司令官)、米内光政(海軍元帥・海相・首相)。

これが全てで、後に触れる「追記」はここには無い。

これとほぼ同じものが、45年12月31日付ロンドン外交代表発豪外務省着電報532号、に添付されている。従って、オーストラリアの第一次戦犯リストは同日「議題には載せられた」のであるが、協議されるには至らなかった。次に開かれる1月9日の委員会までに「追記」が付け加えられ、同日初めて議論されたのであった²⁾。

〈リストの意味づけ〉

この12月31日ならびに次の46年1月9日の連合国戦犯委員会で協議されたオーストラリア提案には、じつは戦犯リストとその役職・主要活動歴(近衛文麿と杉山元は除かれているので実際は62名である)の他に、Excursus(追記)としてA4版で17枚の文章が付いていた。その内容構成は、1.日本の政治的發展、2.日本と国際法、3.日本における教育、4.産業資本家の位置、[番号無し]明治天皇の提案になる憲法、5.天皇の位置、6.主要な出来事と記録、となっている³⁾。

オーストラリアによる日本近代史の総括的記述であり、その歴史を総体として弾劾しようとする姿勢でもって貫かれている文章である。その趣旨は冒頭の次のような一節に明らかであろう。「日本における天皇と閣僚の位置と権力を正確に計測するためには、最近100年間に及ぶ日本の政治的な歴史と發展を辿ることが必要である。以下の追記は、同時期における日本帝国主義勃興にとってより重要な要素のごく簡単な概要にすぎない」と。続いて、神国・神聖なる日本民族・神である天皇の3項目より成る国家神道は、(学校などの)教育を通じて広く普及浸透し、天皇を中心とする日本帝国主義が構

築された。アジアおよび世界への侵略と発展は幕末維新时期以降の目標であり、産業資本家も自己利害の追求の結果日本帝国主義の構造的一部となり、天皇中心の国家体制を成り立たせている、という。

そして、ヒロヒト天皇は、一部の論者が言うようにいつでも軍部の圧力に屈していた訳ではない。しかも、常に侵略を肯定する詔勅（たいてい文書による）を与えている。また、憲法の規定により宣戦、停戦、講和の大権を持っており、軍部や閣僚がより侵略的な意見や行動をとるときには、それを拒否して「ハラキリ」をし、退位すると公けに広く発表することも可能であったのではないか。そうしなかったのだから、侵略と膨張を肯定していたということになるのだ、と。

また、ヒロヒトは、自分が神ではないといういわゆる人間宣言をつい最近[1946年1月1日]発表した、それはおそらく彼の本音であろう。しかし、その意見をより以前に表明することはなかった、という。

「そうしたとてつもないまやかしを犯すことによって彼個人および同国に利益がもたらされるとすれば、それがどのようなものであれヒロヒトは喜んで受け入れてきた。もし日本が勝利したとするならば、彼はかの凝り固まった考え方が誤りだと説くことはなかったであろう。軍事作戦のどのような勝利であれそれが齎すであろうすべての利益を、彼は間違いなく受け入れたに違いない。誤った教説を教え続けることはできないし、個人的にも不利益になると分かったので、その声明を発表したのでであろう」というのが豪意見の結論であった。

その結論部分の原文を以下に示しておこう。

He has been ready to accept any advantage that may accrue to him or his country by reason of this colossal fraud, and it is reasonable to assume that if Japan had been victorious he would not have disabused their indoctrinated minds. He would undoubtedly have accepted all that any successful war operation might have

brought him. Now that he finds that the teaching of the false doctrine cannot be continued and is of no further use to him, he makes the latest reported statements⁴⁾.

このような指摘は、正鵠を射るものと言えよう。文書の最後の項目では、以上の線に沿って、おおよそ田中メモランダムから真珠湾攻撃までの史実が辿られ、史料などが提示されている。

〈リスト作成過程〉

ところで、このリストがかなり匆々に仕上げられたことは、確かなようである。準備はかなり前から進行していたのだが、具体的な人名を挙げる仕事は何らかの事情からきわめて性急に為されたと見られる。

前掲の史料、45年10月22日付ウェブ宛豪外相代理メモによれば、第一次リストは豪外務省のミルナーとマスキー、それに情報局（短波局政治戦課担当官とも）のソーワの3人が取りまとめたところである。そこに、豪第一軍司令部翻訳通信先遣隊の W. J. マッシューズ少佐も参加したことが、確認されている⁵⁾。

彼らが戦犯として具体的な人名を拾い上げていった情報供給源は、以下の史料にあるように、主として膨大な電報傍受記録であった。

45年10月1日付キャンベラ外務省宛短波局政治戦課担当官ソーワ電報には、「傍受記録はすべてコピーがそちらにも回っている筈だ。問題は保管と索引で、必要な情報が取り出せないというのなら、こちらがリスト作成に当たっても良いが、どうしますか」⁶⁾とあり、それに対して、45年10月4日付情報省局長代理（ソーワに連絡）宛外相代理覚書には、「10/1付の貴簡だが、お申し出のようにそちらの記録からリストを作成してくれるのだったら有り難い。大変な価値だし非常に助かる」とある⁷⁾。

そして、10月11日付キャンベラ外務省宛メルボルン陸軍次官電報は「マッシューズが最大限のスピードで貴省に報告を出すよう取り計らった。貴省で

は、どのぐらいの期間彼を必要としているのか、大体のところを教えてもらえたら有り難い」⁸⁾。

これに、陸軍の情報筋の集めた史料が加わっていったと推定される⁹⁾。

このようにして出来上がった戦犯リスト草稿が、同 10 月 12 日頃までに、ウェブに回っているのである¹⁰⁾。

ウェブを長とする豪戦犯調査委¹¹⁾は、A 級とともに BC 級戦犯の調査をも並行して実施していった。史料からすれば、この時期の豪州は、戦犯裁判を国際的に合同方式で行うことと、自国のみで行うことの二本立てで考えていたと言って良いであろう。

すなわち、天皇はもとより、政府元首、実業家、金融資本家、報道関係幹部などを含む 60 名程度の戦犯を国際裁判で裁こうとする一方で、マニラの虐殺やサンダカンの死の行進につき独自の法規と公判によって裁こうと急いでいたと見られるのである¹²⁾。時期は 10 月下旬である。これが、本稿冒頭に掲げた第一次戦犯リストとして結実したのであった。

この原案作成過程で問題として浮上してくるのが、同年 10 月 16 日カーゾン通りの家 103 号室で行なわれた日本人戦犯に関する英連邦会議の意味である。それはどのような経緯で開かれ、そこではいかなる協議が為されたのであろうか。

記録によれば、会合の目的は 3 つあった。

1. 日本人戦犯に利害を持つ関係者すべてを一堂に会させること。
2. 公判の早期開始に向けてあらゆる論点を検討しつくすこと。
3. 英連邦の意見を聞き、今後の交渉にそれを反映させること¹³⁾。

出席者は議長が D.A.G.(A) のブリッジマン子爵・少将で、以下、連合国防犯委員会委員のロードライト、E. H. ライマン、D.P.S. の R. ガーニイ少将・副官、D.P.W. の V. ブロムフィールド少将、陸軍法務総監軍事部門の H. シャップコット准将、ALFSEA 司令部の F. G. T. デイヴィス准将、D.D.P.S. (C) の G. R. エランドショー大佐、海軍省の H. A. マイヤー、外務省の D. スコット=フォックス、L. H. ファウルズ、A. J. ドゥラマール、英連邦省の F. E.

カミング=ブルース、インド省の G. V. L. コールマン大佐、R. S. ブラウン、豪陸軍幕僚の J. L. レニハン少佐、カナダ陸軍総司令部のジョンストン少佐、南アフリカ陸軍総司令部のオーデンダール少佐、英国ニュージーランド事務所のトレッドウェル大尉、法務局事務所の P. H. B. ケント、英国戦争犯罪調査官の W. V. S. シンクレア、英国軍事情報 2 課のボビィ大尉、高級副官部 3 課の V. A. R. イシャム中佐、W. K. トムソン少佐（書記）であった。軍事関係者が多く、他は戦犯事務に関与する政治行政官たちである。上記目的の 3 番目が主な狙いであり、同時に関係者の利害を一本化しようとするものであったことが知られよう。具体的には、ヨーロッパと同様に、侵略戦争の立案と実施、戦争の法規および慣例違反、殺人・非人間的行動・処刑などを戦争犯罪と認め、1931 年の中国侵略以降を対象とするという線で、中軸となるはずの米国とも足並みを揃えること。今後の国際的交渉は軍部ではなくて外交ルートを通じて行なうので「とくにオーストラリアは英外務省と緊密な連絡をとるべきこと」などといった大枠が設定されるとともに、豪戦犯委員会のそれまでの活動が紹介され、英外務省がすでに 20 名の日本人戦犯リストを作成済みであることなどが報告された。

こうした枠付けがどれほど拘束力を持ったのか、正確なところは今不明である。しかしながら、その後のオーストラリアの動きを見ると、こうした基本線を大まかには守りつつも、微妙にそこから逸れていったとすることが出来るだろう。

第二次大戦後、インドなど英国の旧植民地は独立の道への歩みを強め、大英帝国は箍が緩んでいくことになる。一方での独立への飛躍と相俟って、オーストラリアを初めとした英連邦諸国のこうした自立的な動きもまた、同国の解体に拍車をかけるもうひとつの要因となったと考えられるのである。

第 4 章 極東国際軍事裁判方式の決定と発足（同 10 月下旬～46 年 1 月頃） 〈強引な米国、両面作戦の豪州、面従腹背の英国〉

上記の第一次リストは、その内容の冒頭にあるように、10 月 23 日の連合

国戦犯委員会に提出された。しかしながら、審議はおろか、議題に取り上げられもしなかった。「明らかにさる列強による遅延策にもかかわらず」ロードライト委員は委員会への提案をよく頑張った、とエヴァット豪外相が誉めている¹⁴⁾。同人は、直ちに戦犯裁判を開けという「連合世論は我らを圧倒的に支持している」とも豪語していたが、前述のように、実際には12月31日に議題とされたものの審議にはいたらず、46年1月6日になって初めて協議に付されたのであった。

米国は、そうした「遅延策」の背後で、自己主導の元に戦犯裁判を進めようとしていた。

ワシントンの豪公使館が米務省から、10月18日に手交された「極東における戦犯の拘束ならびに処罰に関する米国の方針覚書」には、この段階における米の意向があからさまに記されていた¹⁵⁾。

すなわち、戦犯の拘束と裁判は本来極東諮問委員会の扱う問題だが、公判開始が少しでも遅延しないようにGHQ/SCAPが担当するので、英連邦政府も国際軍事裁判の要員を即刻選んでほしい、という註付きで、中国・英国・ソ連は5名、豪・仏・カナダ・オランダ・ニュージーランドは3名の軍人または民間人をそれぞれ推薦してほしい、連合最高司令官がそこから最適の人物5名を選び任命する、というものであった。

さらに、戦争犯罪の定義（前述英連邦会議のそれと同じ）、対象とする時期（1931年満州事変以降）、連合最高司令官（SCAP）の権限、各国司令官の権限、極東地域を占領する軍司令官の権限、等々を詳細に規定している。

この覚書では、連合最高司令官には、絶大な権限が与えられていた。第一に、国際軍事法廷を設置する権限である。その人物が戦犯として国際法廷で裁かれるのが最高司令官の意見どおり適当である場合、SCAPは複数の連合国の軍人または民間人からなる国際軍事裁判を設置することができる。

第二が、同法廷進行と手続きを制定または認可する権限である。すなわち、まず最高司令官またはその指名する者が予め議論をした上で、各国政府に諮るのが原則であって、同法廷と手続きが各国家を越えるという国際性はとく

に日本人戦犯の場合強調されなくてはならない。そういった国際軍事法廷を開く前に、その制定、人員の任命、起訴者と起訴事実などにつき、軍事面に関しては統合参謀本部の許可 (approval) を得なくてはならない、その他の面については国務省と協議すべき、とされていた。

また、連合国最高司令官は、その配下に実行機関を速やかに設け、戦争犯罪の証拠を収集分析し、容疑者の逮捕と早期公判を準備し、処刑を準備・監督・実行させるとともに、被告および証人を定め公判は各国で行うか、それとも国際的なものとすべきかなどにつき同司令部に意見具申させる。また、同実行機関は、米中英ソやその他の連合国から選抜される、とされていた。同実行機関は中央記録情報所をも設け、記録やファイルが関係各国にも渡るようにする、とも定められていた。

最後に、連合国最高司令官が米統合参謀本部の指揮下にあることを以下のように明言して文を結んでいる。Within the main islands of Japan the Supreme Commander for the Allied Powers will have custody of such alleged offenders and should consult the Joint Chiefs of Staff in cases of doubt.

この覚書は連合国各国に提示された。英国はこれに反対し、何らかの代案を考えたとも言われるが、詳しいことは今のところ不明である¹⁶⁾。

その後の経過を考えれば、国際軍事裁判の制度化は、ここで設定された路線に従って、またほぼ米国の一方的な主導の下に、進められていったと言って良いであろう。

すなわち、10月29日までに米国は、自国の国防省軍事情報調査課 (PACMIRS) に対し、太平洋地域の戦犯関係証拠の収集保管のための中央記録保管所たる機能を持たせていたことが判明しており、英国もカナダもすでにそれに組み込まれていたという¹⁷⁾。上記路線の既成事実化に向けた第一歩に他ならない。

こういった米の既成事実化の目論みに対し、オーストラリアは言わば両面作戦をとった。

すなわち、大局的にはヨーロッパ（ニュルンベルク）方式のアジア適用を認めながらも、主要戦犯の場合他の方式は本当に無いのか、より慎重に考慮すべきとする。他の方式とは、ウェッブがかねがね主張していた、各国混成で、（新規ではなくて）従前からある法律に基づく軍事裁判、なるべく早期に判決を下すようなやり方、を指すのであろう¹⁸⁾。

また、今後の進め方として、外交チャンネルを通じて情報交換が行われ、かつ極東諮問委員会において各国政府間の合意が得られるべきである、とも主張された¹⁹⁾。

前者の線、GHQ/SCAPによる国際軍事裁判という考え方自身は、この後豪や英の中で次第に浮上していくことになる（6月26日以降ウェッブの考え方にも微妙な変化が生じている）。オーストラリアの場合、同裁判への人員推薦を大枠で認め具体的な人名を検討する一方で²⁰⁾、各国の推薦数は同じにすべきだ、というような主張の仕方をするようになる。

豪外相エヴァットは、こうした数の相違について利害関係国間で協議がなされたことはない、と不満を述べている²¹⁾。オーストラリアは、一方で抗議しつつ、他方でねばり強い交渉も行なったようだ。そうした経緯のあと米国も若干方針を変更し、12月3～7日、推薦数は各国同数とすることに賛成したという²²⁾。

しかしながら、オーストラリアなどの地道で妥協的な対米交渉とそれによって得られたごくわずかな成果は、米国とGHQ側の強引な既成事実の積み重ねによって、事実上無惨にも掘り崩されていったように見える。

これより先9月11日東条英機ら39名に対し発せられた逮捕命令は、言わば軍事占領の延長と見なされるとしても、11月29日、大統領トルーマンがキーナンを米国法律顧問団団長に特命し、12月2日キーナン一行39名がワシントンを出発、6日に東京着というのは、余りにも急速な展開である。また、それに合わせたかのように、同2日梨本宮、平沼騏一郎、広田弘毅ら59名に逮捕命令、同じく6日に近衛文麿、木戸幸一ら9名に逮捕命令が発せられるという一連の措置は、GHQ/SCAPによる力任せの既成事実づくり

と見ざるを得ないであろう²³⁾。

米国法律顧問団が、いつの段階で、どういう国際的合意でもって、国際検事局 (IPS) になったのか、まったく不明である。また、その法律上の、とくに国際法上の根拠もいっさい不明である。ただし、これが先の 10 月 18 日付米国覚書で設定された路線の踏襲であることだけは確かであろう。IPS は同覚書で言う、戦犯を処断するためあらゆる実際作業を担当する実行機関に他ならなかったのである。従ってまた、IPS の発足もこの 12 月 6 日頃、あるいは下記と同様に、キーナンのマッカーサーとの会見時、として良いであろう。

東京に着いたキーナンはまもなくマッカーサーと会見するが、そこで彼が言われたことは、事後法理論という近代法概念の骨格の一つは無視せよ、というものであった。それは、強引に、そして早急に戦犯を処断せよ、という言葉ば命令であった。従ってこれら一連の史実を今日的視点から振り返ってみれば、キーナンの首席検事任命も實際上この時に為されたと言っても誤りではないであろう。

このような一連のやりとりの後、12 月 13 日、ウェブは日本人主要戦犯を裁く国際軍事法廷の裁判長を引き受けたのであった²⁴⁾。客観的に見るならば、ウェブはこの段階で GHQ/SCAP の掌の内に嵌ったと言うべきであろう。オーストラリア全体としてはこの後も〈連合国陣営での内部抵抗〉を続けるわけだから、ウェブ個人がこの時、立場を変えたと見るべきであろう——おそらく国際的場面における個人的な上昇方向にスイッチを切り替えたのではなかろうか。

GHQ/SCAP による、言わば一方的な国際軍事裁判の制度化は、先に見たような性格の IPS の草案に基づく極東国際軍事裁判所条例を、46 年 1 月 19 日マッカーサーが承認することで頂点に達した。それはまた、10 月 18 日覚書の構想が事実上ほぼ全面的に達成されたことを告げるものでもあった。

ところで、GHQ/SCAP の独断専行ではなくて、極東 (諮問) 委員会に、よりいっそう多くを担わせるべきだというオーストラリアの意見は、その後どのような運命を辿ったであろうか。

12月4、5日の段階でそれは、英国連邦相から支持を受けている。

まず5日付英連邦相電報だが、オーストラリアとニュージーランドの電報に答えつつ次のように言う——各国同じ3名の代表というのが良い、18日付米国覚書に関しては、できるだけ早く極東委にかけて各参加国どうし一般原則につき合意することが望ましい、決定はSCAPに任せるとしても量刑の減輕などを行なう諮問委の設置に賛成する、実行機関の件も極東委が一般原則で合意した上なら良いのではなかろうか、他国への戦犯引き渡しの件も他の実施詳細とともに極東委の協議に任せるべきである、と²⁵⁾。

4日付同電報では、「18日付米覚書を検討した結果我々は駐米英国大使に対し、同覚書は全体としては受け入れられるが以下の点につき保留する」と頭書きをした上で、要旨次のように言う。1. 英国軍の実質支配下の地域については米の指示を受けない。2. ニュルンベルクのように事前手続きが長引くのは良くない、米に任せるのも一案では？ 裁判への代表は各国同数であるべき。3. 各国推薦のなかからSCAPが選ぶというのは不可、全員を裁判要員とし同時に幾つかの地域で裁判するような場合に利用すべきだ、民間人でも良いが軍人の場合は少将クラスを考えている。4. 手続きに関しては米覚書を極東委にかけて一般原則で合意するとともにソ連の意見をも聞かなくてはならない、統合参謀本部や国務省というのが出てくるのは意味が分らないが、きちんと機能しさえするならば極東委の方が良い。5. 国際軍事裁判にかける主要日本人戦犯を誰々にするかは各国さまざまなので合意を諮る必要がある。英国のリストは完成次第提示するので米国のリストも見せてほしいものだ、ニュルンベルクと同数の20名位が適当なのではなかろうか。6. 判決の量刑に関する諮問委の設置には賛成する²⁶⁾。

英国の意見は複雑な構造になっていて、解釈が難しい。どのようにでも解釈できるような論理を意図的に構築しているかにも見える。だが大局的に見れば、米の単独行動にいちおうブレーキをかけようとしていると言えよう。オーストラリアやニュージーランドやカナダなどの英連邦各国の立場と意見をそれなりに尊重している、あるいは尊重していると言いつつそれを宥め取

り込もうとしている、という構図であろう。また、ソ連の立場に言及することによって、米国を牽制している。

しかしながら、4日付電報の意見は、余り見慣れないものである。関係複数国推薦の要員全体による常置の国際裁判、という方式はとくに際立っている。英国が、また英国の全体が、どの程度真剣にその実現を図ろうとしていたのか、などなお不明な点が多い。いずれにせよ、米国の単独行動に楔を打ち込もうとする一つの手段でもあったのであろうか。

〈日本人戦犯をめぐる諸意見〉

比較のためにも、ここで他の英国文書を2点参照しておきたい。

一つは、45年11月14日付駐日英国外交代表D. マックダーモットの報告書53号からである。Report on Allied Occupation Problems and Policy in Japan というタイトルが付けられている。その戦犯の部分には次のように記されていた。

「指令によって日本人戦争犯罪人の逮捕が為されている。日本政府は、指名された人物を一定の期日までに指定された場所へ出頭させるよう求められている。これまでのところ自殺者が出た他は逃亡の試みはない。連合権力のこの問題への取り組みは遅かったけれど熟慮されたものであり、過去三カ月間に、固有の〈軍閥〉つまり東条軍事専制分子は言うに及ばず、三十年代の全体主義的侵略体制構築に与った軍事、政治、行政、産業、報道、秘密結社各分野における実質上すべての主要人物に対し、逮捕命令が出されている。その裁判のやり方についてはまったく不明であるが、早期決着、ならびに合法性ばかりではなくて正義の貫かれることが望まれる。マニラの山下[奉文]裁判においては、部下がさる戦争法規を犯したが立派にその罪を引き受けた良くてきた人物という、根本的に誤った印象が、日本での報道によって作られつつある。ここでは〈虐殺〉の証拠はまったく公表されておらず、反対に、山下に対し良心的で公正な取り扱いが為されていないとか、陪審員に5名のアメリカ人将軍がいるといったことばかりが喧伝されている——すべてそう

いったことによって彼の地での山下の人気は上がる一方である。子供に対し大人のルールを当てはめるのは無駄なことである」²⁷⁾。

ここでマックダーモットが言う正義とは、このレポートの序文にも明確に記されているように、侵略・軍国主義、全体主義を絶滅解体させて日本と日本人を世界平和の道へと向かわせることに他ならない。そのためには形式的な、法制度的な合法性を追求するよりはむしろ早期決着が望ましいというものであろう。即決裁判のようなものが考えられていたと見られる。当時の日本人はまだ子供、と断じたマッカーサーの12歳説に近いものでもあろう。他方、下手に戦犯を英雄視させるのに反対、という点では、同年6月段階のウェブの意見に幾分似通っている。

ただし、この意見は戦犯処断の主体に関してどちらかといえばGHQ/SCAPを支持しており、英連邦相などの極東委重視・列国の要員から構成される国際裁判論、とはかなりの隔たりがあるともいえよう。

英国の意見ということになれば上記英連邦相のそれで代表されるべきであって、本意見は一外国代表部のある考え方といって良いであろう。むしろ西欧陣営の中に、日本人戦犯とその処断の方式について、正義の貫徹という意味での実力主義、早期決着論への傾斜が底流で渦巻いていたことを知るべきかもしれない。

もうひとつは、駐日英国派遣団の団長 C. H. ケアドナー（中将）と同団の意見である。日付は少し下って46年1月末日段階のものである²⁸⁾。双方の主要部分を下記に訳す。

「国際軍事裁判がマッカーサーによってそのGHQ内の一部門として設置され、主要な日本人戦犯が法廷に引きずりだされることになった。米首席検事の J. B. キーナンは出来る限り早期に公判を開始し『歴史という法廷における正義の模範』たらしめようとしている」。しかし、要員不足でそう早くは結着つかないであろう、米の元来のリストは30名以内のようだがその後増えているし、公判の数も一つでは足りないだろう。いずれにしても英の技術要員を欲している（以上、ケアドナー団長の個人的意見）。英国検事団は団長

が K.C. コミンズ=カーで、準備が大変なので 4 月以前の開廷は無理、「公判は、証拠を扱う [通常の] 法技術的なやり方には縛られないものとなる。便宜的で非技術的な手続きが可能な限り最大限採用・適用され、証拠能力があると見なされる証拠はすべて認めることになる」。起訴される主要戦犯リストはまだ作成されていない。米検察団は現在 30 名かそれ以上の戦犯を考えているが、東条内閣々員か、1931 年以來の侵略戦争の決定に関与した人物を対象とし、平和に対する陰謀という図を描こうとしている。英国、オーストラリア、ニュージーランドは戦犯リストをすでに提出している。オーストラリアのものは天皇の名を含んでいる筈だ。「彼の起訴は作戦的にも司法的にも致命的な間違い (a capital mistake) だと考えられる。この見解には米国人も同調している」(以上、団としての意見)。

「豪代表がしつように求めているが、ヒロヒト天皇を戦犯として起訴することは、大きな政治的失策 (a major political blunder) だと考える。彼は、1945 年夏と同様 1941 年 12 月も傀儡の要素が濃厚だったと見られるから、法律上一見して彼の責任と思われる事件につき實際上彼に罪を問えるかどうか疑わしい。従って、天皇に対して何らかの司法的手続きをとることは、正義というよりも報復という印象を与えるものとなる。その上、そういった起訴は、天皇の威信が今と同様高いものであり続ける限り不得策でもある。日本政府の全機構が崩壊する結果となるかもしれないし、そうなると日本の占領および管理にかかる連合軍の失費は莫大に増加することになるだろう。最後に、より邪悪な個人の関与が認められ天皇の助けがなければ罪を完全に免れてしまうといったような場合、天皇を呼び入れてその人物を特定し有罪としなければならないかもしれない。公けの地位にはついておらず、どのような公式の記録にも活動が載っていないけれど、茶屋や待合いの奥の間におけるその人物のちょっとした会話が国全体の運命を動かすということも世の中にはあるのだ」(ケアドナーの意見)。

団長も団としての総意も、天皇の起訴に反対なわけだが、法律的责任を彼に問うことが出来るか、という第一点に関連しては先に詳しく見たように、

ウェブの意見がある²⁹⁾。指揮責任を理論的に発展させていけば天皇に最終責任があると結論することは、比較的容易である。

第二点は、マッカーサーも好んで使った言い方として非常に有名なものである。が、実際にそうであるのかどうかはきわめて疑わしい。今では検証不可能でもある。その後の日本の状況を見れば、西洋人のというような天皇信仰は必ずしも絶対だったわけではないからである（我々は別の観点からの天皇信仰、言いかえれば〈お上〉への拝跪という心情と思考の存続を認め、その廃絶に尽さなければならないのだが、これはやや論点がずれる）。

最後の点は、一体何を指しているのか。井上日召とか児玉誉士夫といった右翼を指してでもいるのだろうか、それとも元老重臣の類を言っているのだろうか？ 余りにも抽象的であるし、歴史のひどく皮相な捉え方、あるいは歴史は偶然と個別具体的な出来事でのみ形づくられていてまったく一般性、普遍性を持たないというペシミズム史観に属する。

また、事実として、「より邪悪な囚人」も割り出されて実際に罪を問われていた。まして、現実に天皇の見聞が必要になったとして、天皇個人を呼び入れて何事かを聞く、といったことは、計画されもしなかったのが歴史的事実である。

結局、英国側の“天皇無罪論”にはとくに理論的あるいは論理的な根拠がなく、利用した方が得だという政策論に尽きるのである。お国柄で君主制が気に入っていたのかもしれない。

こうして、46年1月頃、英米は裏でしっかりと手を結び、豪戦犯リストの検討自体を実質的に引き延ばし棚ざらしにすることで合意していたのであった³⁰⁾。それかあらぬか、1月9日の連合国戦犯委員会会議において、豪マンフィールド判事が改めてヒロヒトを含む62名の戦犯リストを提出したが、同委員会には平和と非人道に対する罪を問う権限があるのか疑問視され、審議はさらに2週間後に引き延ばされたのである。豪代表は、それでは遅すぎる、すべてが決まってしまうと嘆息した。事実、次の同委員会総会が開かれる以前の19日に極東国際軍事裁判所条例が布告され、實際上戦犯裁

判の開始が告げられたのであった。しかしこの時はまだ、戦犯被告人名は発表されていない。オーストラリアは、その戦犯リストを極東諮問委員会にも提出し、起訴被告の中にヒロヒト天皇以下を入れようと最後の賭けに出るのであった³¹⁾。

決着までのより詳しい経過等については、さらに別稿を期したい。

註

- 1) オーストラリア公文書館・首都地域事務所史料, A1066, H45/580/6/3 p. 123 (以下, 単に番号のみを記す). 先に拙稿「40年代史の空白(1)」(東京女子大学史学科『史論』第58号, 2005年3月)では, 「一〇月中旬(二〇日前後か)」と曖昧に記したが, 本論では日付けを追って経緯をもう少し詳しく追うこととする。
なお, 本戦犯リストの人名やその役職が不明であったり, 漢字が分からないものなどがあつた。出来るだけ調べたが, なお不明なものはカタカナで記した。明らかな間違いは訂正し, そのことを本文の中で記しておいた。
- 2) A1067, UN46/WC/1 p. 141-149. 「ほぼ同じ」としたのは冒頭の頭書きのところに, 5が付け加えられており, オーストラリア戦犯委員長との協議を経た正式なものという趣旨のことが書かれていること, また戦犯に当たる活動という欄に細部の補正が付け加えられていることなどによる。基本的なところは変わっていない。
- 3) A2937/1, 10 p. 28-45. 史料としては, この46年1月7日付になって初めて「追記」が添付されている。D.C.S. シンズ「オーストラリアによる戦争犯罪調査と裁判」(岩波講座『近代日本と植民地』8所収)によれば, A. J. マンスフィールド判事が豪戦犯委員会に加わり, 12月8日にロンドンに派遣され, 同28日「追記」を完成, 1月9日のUNWCCの会議に提出したとされている(同p. 308)。A1067, UN46/WC/1 p. 141-149, A2937/1, 10 (全部, 57ページある), A1067/UN/WC/1 p. 130を参照。
- 4) A2937/1, 10 p. 39.
- 5) 45年10月8日付メルボルン陸軍次官宛J. W. バートン外相代理電報(A1066, H45/580/6/3 p. 167).
- 6) A1066, H45/580/6/3 p. 171.
- 7) 同前 p. 169.
- 8) 同前 p. 166.
- 9) 例えば, A2937/1, 222のp. 73にある「オーストラリアに関わる日本人戦犯の地位概要, 45年10月11日付」という文書には, 「(e) オーストラリア陸軍情報部は日本人の虐殺に関する報告を収集してきたが, その中には英国国民に対する違法行為もある」とあるので, 陸軍情報部の関与が証明される。豪戦争記念館や豪公文書館ヴィクトリア事務所などにも大量の関係史料が存在する。
- 10) 45年10月12日付ロンドン外交部宛キャンベラ外務省電報(A1066, H45/580/6/3 p. 162) 390号。「貴310号電参照。戦犯に関する調査について尋ねられているが, 主要日本人戦犯第一次リストが検討のためウェブに送付済み

である」。 (A1066, H45/580/6/4 p. 96 に全く同じものがある)。

- 11) 45年10月11日までに、マンスフィールドとカービィの両判事が同委員会委員に任命されている。A2937/1, 222 p. 73 参照。
- 12) BC級の日本人戦犯ですでにオーストラリアが勾留している者については、出来る限り早急に裁判し、主要戦犯については連合戦犯委員会に掛けるのが良い、とはカービィ判事の意見でもあった。同10月6日付エヴァット外相宛カービィ判事書簡(A2937/1, 222 p. 82) 参照。ロードライトもまた同様の意見を持っていた。同10月10日付キャンベラ外務省宛オールダム書簡、第311号(A2937/1, 222 p. 76. 内容はロードライトの秘密書簡の伝達) 参照。
また、第一次リスト草稿がウェブに手交されたことに関しては、前掲の他に、10月12日付ロンドン外務事務所宛キャンベラ電報(A2937/1, 222 p. 63), 10月12日付駐キャンベラ外相代理・法務次長宛ウェブ電報(A1066, H45/580/6/3 p. 159-160), 10月13日付駐ロンドン・エヴァット宛ウェブ電報第326号(A1066, H45/580/6/3 p. 156-157) などにも記されている。
なお、特別の法規とはオーストラリアの戦犯処罰特別法のこと、戦争犯罪人の裁判と処罰に関する法令、45年第48号として10月11日に承認された。正式名称はAN ACT TO PROVIDE FOR THE TRIAL AND PUNISHMENT OF WAR CRIMINALSである。豪戦争記念館史料AWM113, MH1/128 p. 6-9などを参照。
- 13) 以下、「1945年10月16日カーゾン通りの家103号室で行なわれた日本人戦犯に関する会合記録」(A2937/1, 222 p. 33-38) から、A4のタイプでびっしり6枚ある。なお、A1067/UN46/WC/1 p. 94-99に同文あり。
- 14) 45年10月23日付ロードライト宛エヴァット書簡(A2937/1, 222 p. 40-41, 42-43) など参照。
- 15) 同10月19日付豪外務省宛駐米豪公使館暗号電報。第922号電10月21日受。最高機密。(AWM113, MH 1/128 p. 18. 全くの同文がAWM/23, 367 p. 49にもある)。
覚書自体は、45年10月19日付豪外務省宛駐米豪公使館暗号電報、第923号電。10月20日受。機密(AWM/23, 367 p. 45-48) にある。以下の本文はすべてこれに依る。なお、923号電=覚書と註は、A1066/1, H45/590/3 p. 53, 56-57, 63, 59-62にも写しが収録されているが、受理しているのはメルボルンの豪陸軍省である。
- 16) 同覚書は、英国公文書館文書のFO371/51050 (p. 101-110) にも載っており、英国は反対していると記しているが、詳しい内容は示されていない。
- 17) 45年10月29日付豪ワシントン公使館宛ロンドン外交事務所電報、ブリッジランドからオールダムへ(A2937/1, 222 p. 17). 内容的には、自分たちもその路線に乗るのかどうか問い合わせたものである。
- 18) 前掲拙稿「40年代史の空白(1)」の、とくに註22)などを参照されたい。
- 19) 同10月24日付ロンドン・連邦相経由豪外務省宛ウェブ電報、D. 1985 機密、日本人戦犯(A1066/1, H45/590/3 p. 48-49)。
- 20) 45年11月21日付キャンベラ外務大臣宛キャンベラ・法務長官覚書(A1066/1, H45/590/3 p. 35)「日本人戦犯裁判の豪判事候補として、E. A. マックティーン高裁判事、ヴィクトリア州最高裁首席判事のエドモンド・ヘリング、クィーンズランド州最高裁首席判事のウィリアム・ウェブ、J. V. バ

- リー, A.R. テイラー, メルボルン大学の K.H. ベイリーの名を挙げたい」。
- 同 11 月 29 日付キャンベラ外務省宛ワシントン公使館エヴァット電報。
「刑事裁判の経験が必須という意見なので, 私としてはロードライト, ウェップ, ヘリング, マッキンド, ノウルズ, クランシ, フィリップ, リード, ストリートの 9 名をこの順で推す」(A1066/1, H45/590/3 p. 23).
- 21) 45 年 11 月 5 日付豪外務省宛駐米公使館暗号電報. 第 987 号電, 11 月 7 日受. 大至急. オールダムから. (AWM/23, 367 p. 32).
- 22) 同 12 月 7 日付キャンベラ外務省宛ワシントン公使館オールダム電報 (A1066/1, H45/590/3 p. 16). 12 月 3 日極東委員会戦犯会議の席上, 米代表が同数で良いとし, 次いで 7 日オールダムが米國務省のギャレットソンと会って長い議論をした後, 合意に達した, と記録されている。
- 23) NOTES FOR MEETING WITH SECRETARY OF WAR (陸相会見のためのキーナン・メモ), 46 年 1 月 5 日付, 8 枚 (1 月 4 日付下書きが 9 枚). 米国立公文書館 (NARA) 史料 M1668 Roll <2> 参照。
- 24) 45 年 12 月 13 日付キャンベラ外相宛ウェブ電報 (A1066/H45/590/3 p. 3).
- 25) 同 12 月 5 日付豪外務省宛英連邦相電報 (A1066/H45/590/3 p. 11).
- 26) 同 12 月 4 日付豪外務省宛英連邦相電報 (A1066/H45/590/3 p. 12-3).
- 27) 同 11 月 14 日付 E. ベビン外相宛駐日英国外交代表マックダーモット報告書, 第 53 号 (英国公文書館 (PRO) 史料 F0371/54126). これは, “this excellent despatch” と評価され, “A copy has been sent to The King” という註が付けられている。ある外務省幹部によれば, C. R. アトリー首相も “a very good report” と誉めていた, この compliment 褒め言葉を本人に伝えておいてほしい, と言っていた, という。
- 28) 駐日英国派遣団定期報告第 1 号, 1946 年 1 月 (英国公文書館史料 F0371/54129).
- 29) 前掲拙論 (『史論』58 号) 参照。
- 30) 英国公文書館史料 F0371/57430 p. 21-25 に, 英外務省ポーモンドの見解がある。
- 31) 46 年 1 月 10 日付ロンドン外交代表発豪外務省着電報 22 号 (A1067, UN46/WC/1 p. 130). このときにはすでに極東諮問委員会は存在せず, 極東委員会となっていたはずであるが, 史料には the Far Eastern Advisory Commission とある。これ以前にも混同されていた。